

営業所等設置・変更・廃止届出書

	処 理 事 項 ※	登 録	検 索 簿	処 理 番 号
令和 年 月 日				
大阪府なにわ北府税事務所長 様				
所在地				
名称				
代表者の氏名				
法人番号				
地方税法第24条第8項に規定する営業所等について 設置した 変更を生じたので、 廃止した				
大阪府税条例 第37条の7第1項 第37条の7第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。				
届 出 事 由	1 新設 2 異動 3 廃止 4 利子等の種類の変更			
新 設 等 年 月 日	令和 年 月 日	異動 事項		
営業所等	所 在 地	(電話)		
	店 舗 名			
	特 別 徴 収 義 務 者 番 号	—	—	—
利子等に係る納入方法	1 営業所ごとに納入する場合の利子等の種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13		
	2 本店等が一括納入する場合の利子等の種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13		
	3 一括納入する場合の本店等	所 在 地	(電話)	
	店 舗 名			
	特 別 徴 収 義 務 者 番 号	—	—	—
備 考				

(提出用)

注意: 「利子等の種類・納入方法」欄の利子等の種類については、次により選択し、当該欄の該当番号を○で囲んでください。

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|
| 1 特定公社債以外の公社債の利子 | 8 国外一般公社債等の利子等 | 14 定期積金の給付補てん金 |
| 2 銀行預金利子 | 9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益 | 15 掛金の給付補てん金 |
| 3 銀行以外の金融機関の預貯金利子 | 10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配 | 16 抵当証券の利息 |
| 4 勤務先預金等の利子 | 11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で
公募以外のもの | 17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益 |
| 5 合同運用信託の収益の分配 | 12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配 | 18 外貨建預貯金等の為替差益 |
| 6 公社債投資信託のうち公募公社債
投資信託以外の収益の分配 | 13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 | 19 一時払養老保険・一時払損害保険等
の差益 |
| 7 郵便貯金利子 | | |

営業所等設置・変更・廃止届出書

	処 理 事 項 ※	登 録	検 索 簿	処 理 番 号
令和 年 月 日				
大阪府なにわ北府税事務所長 様				
所在地				
名称				
代表者の氏名				
法人番号				
地方税法第24条第8項に規定する営業所等について 設置した 変更を生じたので、 廃止した				
大阪府税条例 第37条の7第1項 第37条の7第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。				
届 出 事 由		1 新設 2 異動 3 廃止 4 利子等の種類の変更		
新 設 等 年 月 日		令和 年 月 日		異動 事項
営業所等	所 在 地	(電話)		
	店 舗 名			
	特 別 徴 収 義 務 者 番 号	—	—	—
利子等に係る納入方法	1 営業所ごとに納入する場合の利子等の種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19		
	2 本店等が一括納入する場合の利子等の種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19		
	3 一括納入する場合の本店等	所 在 地	(電話)	
	店 舗 名			
	特 別 徴 収 義 務 者 番 号	—	—	—
備 考				

(控用)

注意： 「利子等の種類・納入方法」欄の利子等の種類については、次により選択し、当該欄の該当番号を○で囲んでください。

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|
| 1 特定公社債以外の公社債の利子 | 8 国外一般公社債等の利子等 | 14 定期積金の給付補てん金 |
| 2 銀行預金利子 | 9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益 | 15 掛金の給付補てん金 |
| 3 銀行以外の金融機関の預貯金利子 | 10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配 | 16 抵当証券の利息 |
| 4 勤務先預金等の利子 | 11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で
公募以外のもの | 17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益 |
| 5 合同運用信託の収益の分配 | 12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配 | 18 外貨建預貯金等の為替差益 |
| 6 公社債投資信託のうち公募公社債
投資信託以外の収益の分配 | 13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 | 19 一時払養老保険・一時払損害保険等
の差益 |
| 7 郵便貯金利子 | | |

[記入要領]

- 1 本届出書は、営業所等の新設、異動、廃止及び利子等の種類又は納入方法の変更があった場合に提出してください。
 なお、届出は本店、本部から提出しても差し支えありません。
- 2 記入方法

	記 入 欄	記 入 内 容	新 設	異 動	廃 止	利納の 子 入 方 変 更 法 の 等 更
(1)	届 出 事 由	該当する番号に○印をつけてください。 利子等の種類の変更又は納入方法の変更に基づく届出の場合は4に○印をつけてください。	○	○	○	○
(2)	新 設 等 年 月 日	利子等の種類の変更の場合で、新規に支払の事務を取り扱うこととなった利子等がある場合には納入開始年月日を、支払の事務をとりやめることとなった利子等がある場合には廃止年月日を記入してください。	○	○	○	○
(3)	異 動 事 項	営業所等の所在地、店舗名等が変更の場合その旨を記入してください。	—	○	—	—
(4)	営 業 所 等	営業所等の所在地、店舗名等を記入してください。 異動に基づく届出の場合には異動後の所在地、店舗名を記入してください。	○	○	○	○
(5)	特別徴収義務者番号	統一金融機関番号が付番されている金融機関等にあつては、統一金融機関番号4桁、統一店番号3桁を記入してください。 証券会社にあつては、所得税法施行令第50条の規定に基づく「金融機関の営業所等の届出書」に記載する業界コードの証券会社番号4桁と証券会社店舗番号3桁を記入してください。	○	○	○	○
(6)	利子等に係る納入方法	納入方法別に該当する利子等の種類を記入(○印)してください。 利子等に係る納入方法の変更に基づく届出の場合には変更後において支払の事務を取り扱うすべての利子等の種類について、納入方法別に該当する番号に○印をつけてください。 また、支払の事務をとりやめることとなった利子等については備考欄に該当する番号を記入してください。 なお、一括納入する場合において、利子等の種類ごとの納入店舗が異なる場合には、種類ごとの納入店舗について余白等を利用して記入してください。	○	—	—	○

- 注1 ○…記入する —…記入不要
 2 「処理事項※」…記入不要
 3 利子割の納入方法

納入方法には、① その営業所等で徴収した税額を当該営業所等で納入する方法、② 本点等にて一括して納入する方法、③ ①②を併用する方法があります。